



月刊税理士事務所 チャンネル CHANNEL

2022
4
No.488

シリーズ企画

電子帳簿保存法、電子取引、 電子インボイスの関係性……………2

業界ウォッチャーのトレンド情報NOW……………7

事務所訪問

税理士法人キャスルロック・パートナーズ……………8

東京会企画①

幅広い年齢層が集う「十条銀座商店街」の魅力……………11

東京会企画②

東京の隈研吾建築に見る
多彩なアートデザインと世界観……………12

ミロク会計人会からのお知らせ
&MJSからのお知らせ……………14

ミロクシステムQ&A

『会計大将』……………15

会計人のリレーエッセイ

東京ミロク会計人会 板垣 力……………19

今月の表紙: 実相寺 山高 神代桜
場所: 山梨県北杜市 撮影: 鈴木 正芳 (東京ミロク会計人会)

日本の未来一
企業を支える



ミロク会計人会

<https://www.mirokukai.ne.jp/>

電子帳簿保存法、電子取引、電子インボイスの関係性

本誌3月号においてインボイス制度のチェックポイントが紹介されました。

電子インボイスの提供については電子帳簿保存法の要件にも配慮が必要との記載があるとおり、

電子インボイスは電子取引に該当しますので、電子取引の保存要件を満たした状態で保存する必要があります。そこで本稿では、電子帳簿保存法の概要、電子取引と電子インボイスとの関係、さらに我々税理士が留意すべき事項について確認したいと思います。

本稿は条文の文言そのままを使用するのではなく、一般的に理解しやすい文言に置き換えて記載しています。ご承知おき下さい。

友松 悦子 氏

友松悦子税理士事務所 所長

2008年12月に税理士試験合格。翌年税理士登録、2010年1月に友松悦子税理士事務所を設立し、現在に至る。2017年6月よりミロク会計人会連合会の広報委員会委員。

改正された電子帳簿保存法は2022(令和4)年1月1日に施行されました。ただし、電子取引のデータ保存義務化については、令和5年12月31日までに電子取引は書面で保存し、税務調査等の際に提示・提出できれば差し支えないという宥恕措置が設けられました。この2年間の宥恕措置により、スケジュールは次頁の図1のようになりました。

1. 電子帳簿保存法の概要

まず電子帳簿保存法の概要、その中でも主に電子取引について確認します。

(1) 概要

電子帳簿保存法の保存義務者は、国税において帳簿等の保存が義務付けられている者であり、大まかにいえば個人および法人の事業者が該当します。

電子帳簿保存法は図表A①～④の4つの区分で構成されています。保存義務

図表A

- ①電子帳簿の保存
- ②電子書類の保存
- ③スキャナ保存
- ④電子取引

国税庁の資料では①帳簿と②書類を「国税関係帳簿書類」とまとめている箇所もあります。

図表B

【1つ目の要件(真実性の要件)】

下記4つのいずれかを満たす

1. タイムスタンプを付与したデータの授受
2. タイムスタンプを自社で付与
3. 次のいずれかのシステムで授受し保存
 - ①訂正削除の記録の残るシステムで授受し保存
 - ②訂正削除のできないシステムで授受し保存
4. 事務処理規程を作成し運用(国税庁HP掲載のひな型を利用して作成)

図表C

【2つ目の要件(可視性の要件)】

1. 画面や書面に明瞭な状態で速やかに出力できる
2. 課税期間(法人:事業年度、個人:暦年)を通じて検索できる(国税庁HPのひな型を参照して検索簿の作成するか、下記のように検索要件を満たすファイル名で保存)

図表D

㈱M税務の2022年1月15日付110万円の請求書
↓
ファイル名:20220115 ㈱M税務 1,100,000

類

● 契約や取引に関する書類

③の「スキャナ保存」は、自社と他社の書面の状態の下記書類をデータに変換して保存することを行います。

● 自社で手書き等で作成した書類

● 他社より書面で受領した書類

④の「電子取引」は、「取引情報(取引に関して受領し、または交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう)の授受を電磁的方式により行う取引をいう」とされています。つまり、取引情報をデータにより授受した場合には、そのデータをデータのまま保存する義務があります。

②の「電子書類の保存」は、自社がデータで作成した下記の書類をデータのまま保存することを行います。

● 会計データから作成した決算関係書

す。

(2) 電子取引

電子取引の保存義務者は、「所得税（源泉徴収に係る所得税を除く）及び法人税に係る保存義務者」とされています。該当する事業者が取引情報をデータで授受した場合には、前頁の図表B・Cの2つの要件を満たしてデータで保存することになります。

筆者は、国税庁のひな型を利用して事務処理規程を作成し、国税庁の例を参考に検索の要件を満たすようにファイル名を統一して保存しています。今までも書面に印刷して、かつPDFデータに出力してフォルダにも保存していましたので、手間が増えたという感覚よりも、むしろ書面に印刷しなくてもいいので、負担が減ったと感じています。

ます。また、ファイル名は国税庁の例示はアンダーバーですが、筆者は全角スペースにしています（前頁図表D）。

会計事務所において混乱の原因になるのは、顧問先と事務所で会計資料をデータで授受した場合です。顧問先は取引先と取引情報をデータで授受した場合には、電子取引に該当しますので、データでの保存義務があります。しかし、会計事務所が顧問先から会計資料をデータで受信しても、これは電子取引には該当しませんので、事務所は電子帳簿保存法によるデータの保存義務はありません。

電子取引のデータ保存義務化は宥恕措置がありますので、令和6年1月1日以降に本格的に取り組む事業者も多いと思われます。しかし、本来は令和4年1月1日から始めるべき対応です。できるだけ今から電子取引のデータ保存をして、慣れておくほうが良いと思います。

また現在、デジタル庁が、電子インボイス推進協議会とともに標準仕様の電子インボイス「Peppol BIS Billing JP」など適格請求書のデータ（以下「PeppolJP」といいます）を授受するPeppolネットワークの運用開始に向けて取り組んでいるところです。図1の

スケジュールのとおり、令和4年の秋からは、このPeppolネットワークにおいてPeppolJPがやりとりされるようになります。このPeppolJP授受の運用が開始されますと、データでの取引情報の授受がさらに多くなる可能性があります。このような状況を踏まえても、今の段階から電子取引に関してはデータでの保存を手順の中に組み込んでおくほうが良いでしょう。

2. 電子取引と電子インボイスの関係

(1) 電子インボイスとは

電子インボイスとは、データで授受する適格請求書のことをいいます。ただし注意したいのは、このPeppolJPだけが電子インボイスに該当するのではない点です。例えば適格請求書のPDFデータをメール添付で授受した場合も電子インボイスに該当します。

(2) PeppolJPとは

Peppolネットワークでは図2のように、請求データが送り手（売り手）の販売管理システムC1からPeppolネットワーク内にある送り手のアクセスポイントC2へと送信されます。それが受け手（買い手）のアクセスポイントC3へと送られ、受け手の購買管理システムC4へ届きます。つまりPeppol

図1 電子取引のデータ保存義務化までのスケジュール

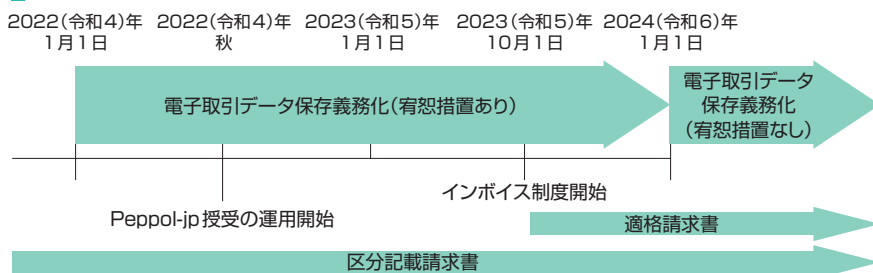
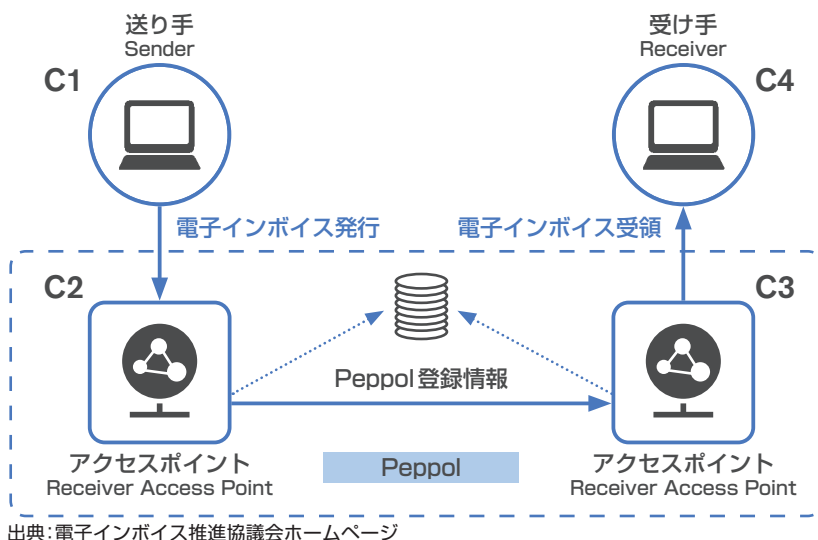
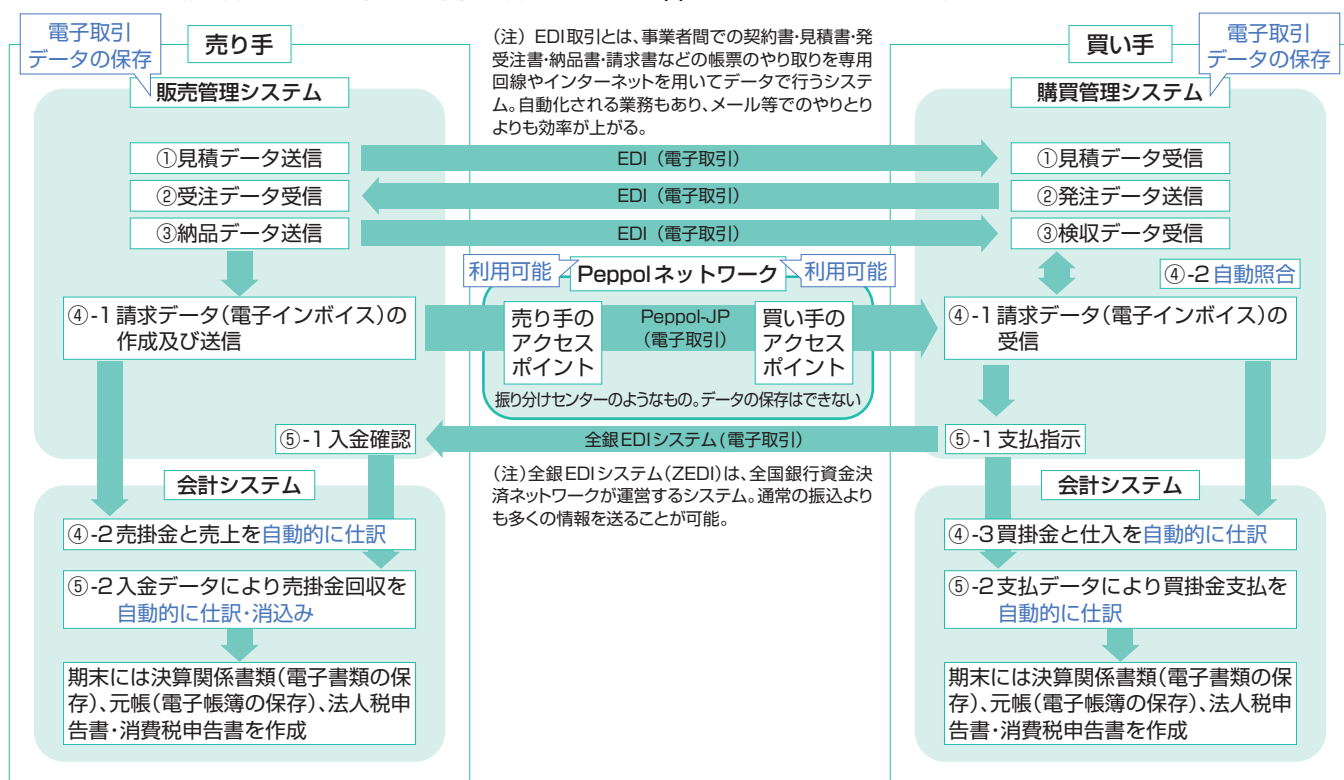


図2 電子インボイス授受の流れ



出典:電子インボイス推進協議会ホームページ

図3 販売管理システム等によるPeppolネットワークを利用した場合の業務の流れ
販売・購買管理システム(EDI取引)・会計システム・Peppol-JPの授受により自動化のメリットが大きいパターン



- 電子取引については、システムなどに保存要件を充足した状態で保存(義務)
- 電子帳簿・書類の保存も要件を充足すればデータでの保存可能(任意)

ネットワークは「請求データの振り分けセンター」のようなものです。

図3のように売り手が販売管理システムを、買い手が購買管理システムを利用してEDI取引(上図参照)が可能で、見積りから請求までを全てデータの授受で行うことが可能です。売り手も買い手も販売・購買管理システムと会計システムとを連携させることにより、自動的に仕訳入力も可能となります。売り手は自動仕訳で入力された売掛金と、全銀EDI(上図参照)システムとの連携による入金情報を取り込みにより、売掛金の消込みも自動的に行うことが可能になります。また、買い手は検収データと請求データを自動で照合することができます。Peppolネットワークの運用開始後においては、Peppol-JPも電子化された業務の流れの一部分を担い、効率化に寄与することになります。

このPeppolネットワークを介して授受されるPeppol-JPは、単なる文字列の授受であり、PDFデータにしたような画像として視覚化できるものではありません。

また、Peppol-JPは、どのシステムを利用していても、標準仕様、つまりイメージとしては統一された適格請求書

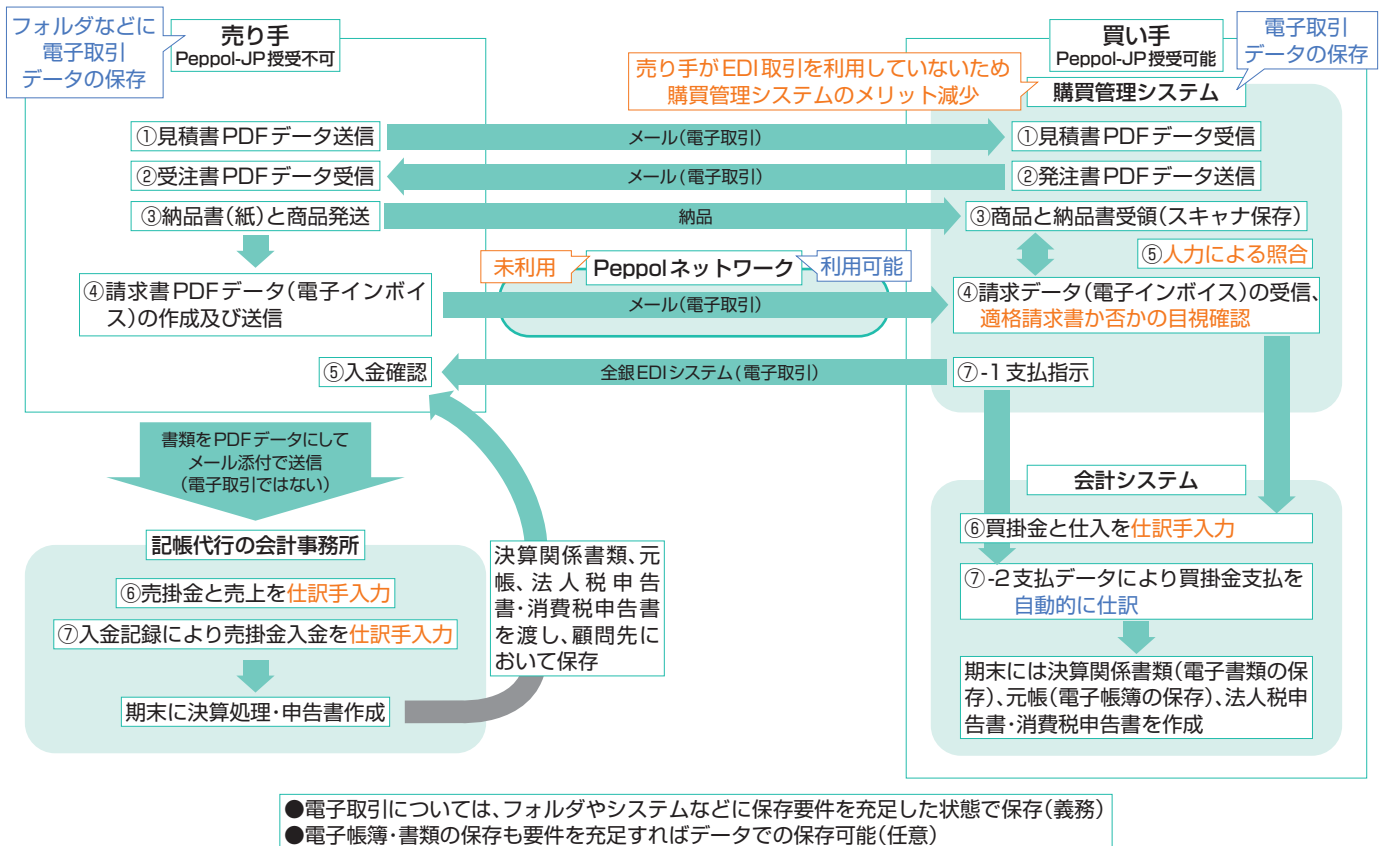
のデータを授受することになります。

(3) 電子取引と電子インボイスの関係

図3では売り手と買い手の取引がデータでの授受になりますので、全て電子取引に該当しています。従って、これらのデータはすべて電子取引の要件を満たして自社のシステムなどの任意の場所に保存することが必要です。なお、Peppolネットワークは「請求データの振り分けセンター」のようなもので、そのネットワーク内にデータを保存することはできません。

図3は理想的な業務の流れですが、現状の日本の事業者が全て図3のような電子化が可能かといえば、決してそうではありません。図4のように、販売管理システムなどを導入せず、EDI取引もPeppolネットワークも利用できない取引先との間で行う取引もしばらくの間は混在します。こういった取引では、見積りから請求までの業務の流れは、データをメール添付で送信することになります。適格請求書のPDFデータをメール添付やFAX(書面で授受が予定されているいわゆる家庭用のFAX電話機での授受を除く)で授受すれば、その請求書データは電子インボイスであり、電子取引に

図4 Peppolネットワークを利用できる事業者と利用できない事業者が取引した場合の業務の流れ
Peppol-JPを授受できる事業者のデメリットが大きいパターン



該当することになりますので、保存要件を満たして自社でデータを保存することになります。

Peppol-IPは販売管理システム以外にも、次頁の図5のように会計システムにより作成・授受することも可能です。MJSのシステムにおいてもPeppol-IPを利用できる予定となっています。

また、会計システムを導入できないような小規模な事業者もPeppolネットワークを利用できる可能性として、諸外国のように、業界団体としてPeppolネットワークを使えるようなシステムを導入する方法も期待されます。

3. 税理士が留意すべき事項

電子取引のデータ保存が義務化されたこと、Peppol ID 授受の運用が開始されようとしていることを踏まえても、今後は税務の分野においてさらに電子化が進むことは間違いありません。会計事務所の留意点と、我々が顧問先に対してどのような留意点を説明すべきかを確認したいと思います。

（１）書類の保存について

所得税、法人税、消費税において保存すべき各書類について、保存義務者である顧問先が保存すべき書類が書面なのか、データなのか、まずそれを理

解する必要があります。

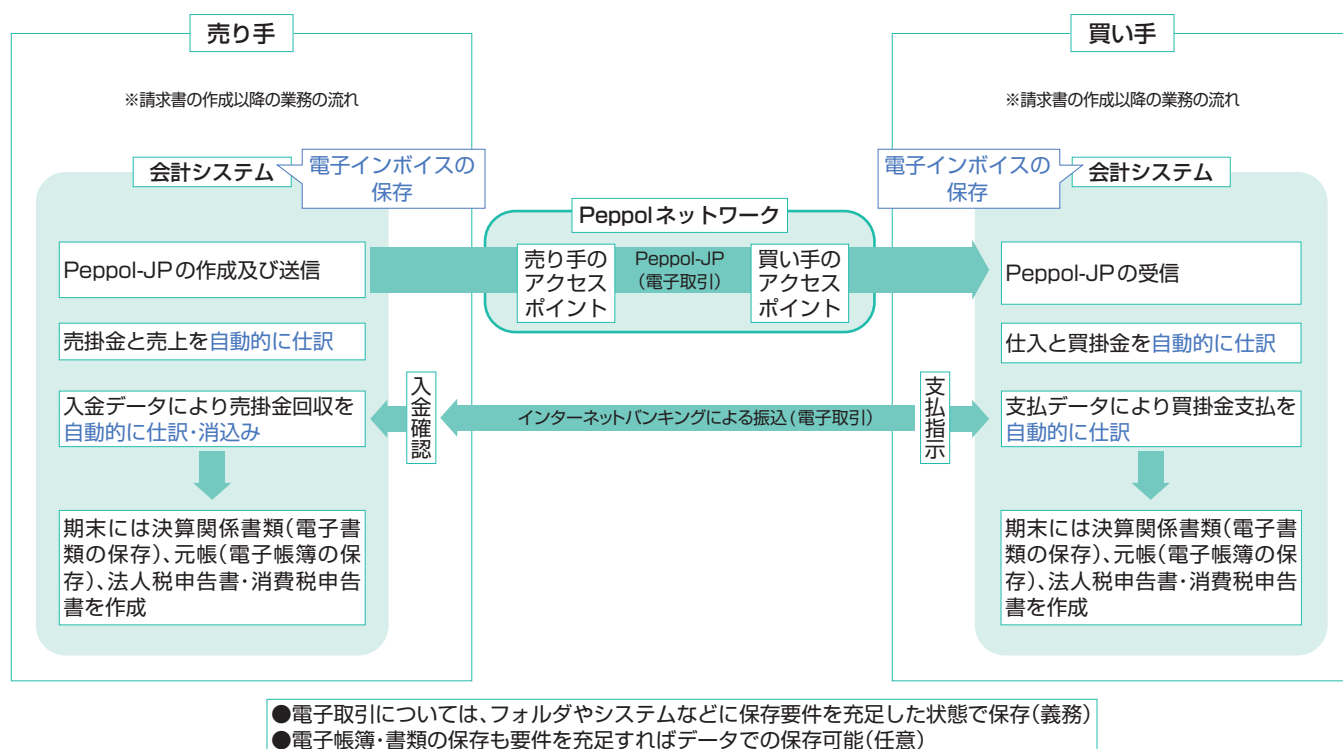
Peppol-IPによる電子インボイスを発行する場合は、データの保存をするこ
とになります。ただし、消費税の仕入
税額控除のための保存としては、電子
インボイスを画面に印刷して保存する
ことも認められています。

自社がPeppolネットワークを利用していても、取引先がPeppolネットワークを利用していない場合には、今まで通り、書面やPDFデータをメールなどに添付して授受することになります。自社がデータで作成し、書面を郵送した場合に、電子書類の保存要件を満たせば作成したデータでの保存が可能です。逆に、書面を受領した場合にスキャン保存要件を満たせば、スキャンしたデータによる保存が可能です。データによる保存が希望の顧客先には、保存の要件を説明し、対応してもらうことになるでしょう。

(2) 出力様式

Peppol.jpは単なる文字列を授受するイメージであると前記しました。

図5 会計システムによりPeppolネットワークを利用した場合の業務の流れ
Peppol-JPを授受可能な機能がMJSの会計ソフトに装備される予定



それぞれ異なる様式での出力となります。もしも利用しているシステムで請求書の様式での出力が準備されなければ、単なる文字列を印刷するようなものになってしまうようです。顧問先の利用しているシステムで、どのようなものが出力できるかを確認してもらい、業務の手順を検討してもらうことになるでしょう。

また、会計事務所が顧問先から預かる会計資料についても、顧問先の利用しているシステムの様式で出力された書面やデータを預かることになります。Peppolネットワークを利用している場合、月次や決算で確認する場面が出てくることは予想されます。

筆者としては、まだまだ全てを電子化できる事業者ばかりではないため、統一された様式で請求書を書面やデータに出力できるようにしてもらえると利便性が向上すると思っています。

(c) Peppolネットワークの利用

自社がPeppol-JPを授受可能で、取引先がPeppol-JPを授受可能なこと、「相手が対応してくれれば、自社の効率は上がるの」と思うのではないのでしょうか。言い換えれば、利用している取引先からPeppol-JPを授受可能にするように迫られる可能性があるということ

です。令和4年秋にはPeppol-JP授受の運用が開始されること、また取引先から利用を迫られる可能性について、顧問先に説明しておく必要があると思います。

(4) 適格請求書の確認

消費税の仕入税額控除をするためには、適格請求書を受領し保存しなければなりません。この場合に、適格請求書の要件を満たすか否か、登録番号が正しいか否かの確認の手順を検討しておく必要があるでしょう。

また、顧問先の記帳代行を請け負っている会計事務所の場合には、顧問先から預かった請求書等に基づいてそのまま入力するのか、もしくは適格請求書の要件や登録番号の確認をどちらかがするのか、契約書上に明らかにしておくことが望ましいでしょう。

本誌アンケートに答えた方に毎月抽選で



業界ウオッチャーの トレンド情報 NOW

元税金専門紙・税理士業界紙の編集長である業界ウオッチャーが伝える、会計事務所業界関連の最新情報！旬な話題を読み、事務所経営や顧問先へのアドバイスにご活用ください。

退

職する国税職員への顧問先あつ旋がなくなり、退職後すぐに税理士として開業する人はめっきり減りました。今や税務署長でも定年退職後に開業する人は僅かになりました。開業しない人のほとんどが、国税職員として働く「再任用」の道を選んでいます。

さて、その「再任用」職員ですが、税務調査に来たら、対応の仕方は普通の調査官と何か変わってくるのでしょうか？今回は、再任用調査官について触れてみたいと思います。

再任用職員は、フルタイム（週38時間45分）と短時間（週15時間30分から31時間までの範囲内の時間）の2種類の勤務形態があります。フルタイムでは、現職と同程度の時間働くので、調査件数も同程度抱えることとなります。

File 17

増えてきた “再任用調査官”への 対応



宮口 貴志 氏

税金・会計ニュースを他では読めない切り口で伝えるメディア「KaikaiZine」の論説委員兼編集委員。税金の専門紙「納税通信」、税理士業界紙「税理士新聞」の元編集長で、現在は租税調査研究会の事務局長の傍ら、会計事務所ウオッチャーとしても活動。
「KaikaiZine」ホームページ ● <https://kaikaizine.jp/>

再任用職員に与えられるポストは、

多くは税務署の調査官や徴収官ですが、最近では現職時代に指定官職だった方も増えたので、上席調査官や特別国税調査官、特別国税徴収官などのポストも用意されています。職員名簿には、各ポストの最上位に記載されているので、税務調査で名刺交換をした際には確認してみてください。ちなみに、再任用職員の俸給は、現職時代の6〜7割程度。配属されたポストで全員同一で、任期満了まで同額です。

経歴によって調査方法に違い

さて、こうした再任用の調査官が顧問先の税務調査に来たとき、調査立ち合いする税理士が心得ておくべきポイントがあります。

再任用職員は、調査においては海千

山千の強者揃い。特定税目の専門知識が豊富で調査能力が非常に高い職員も多くなります。経歴によって調査方法が違ってくる可能性があります。そのため、名刺交換したら、10年職歴などを利用して、どのような経歴だったのか知っておくことが重要になります。

それでは経歴によってどのようなことが分かるのでしょうか。国税OB税理士に話を聞いたところ、「職能別部門での調査経験が長い調査官の場合は、現物確認調査や反面調査、金融機関調査を中心とした調査が得意。特別国税調査官部門の経験が長い調査官なら、帳簿調査、法令解釈を中心に調査展開を図っていく傾向が強い。源泉所得税担当部門の経験の長い調査官なら、

経済的利益、人件費等から源泉所得税を中心に調査展開を図る可能性が高い。また消費税や印紙税部門の経験が長い調査官なら、消費税固有の非違発見、印紙税の貼付漏れ等を中心に調査を展開していく傾向が強い」と指摘します。

昇給、昇格はナシだが調査件数にノルマ

再任用職員の多くは、退職前は役職者なので自身の仕事に対して高い意識を持っている人も少なくありません。調査に非協力的な態度を取ったり、横柄な言葉遣い、無益な反論をすると、当初の見通しより事業が長期化するような可能性もあります。

基本的に、再任用調査官の場合、調査実績の結果によって人事評価に影響を与えることは稀です。昇給、昇格等の処遇にも無縁なので、自ら進んで事業を困難にして長期化したいとは考えていません。再任用職員は勤務時間の制限もあり、調査の計画件数を優先的に処理しないといけないので、早期に調査を終了させて次の事業に着手したいと考えています。つまり、調査に協力的な姿勢を示せば早期に調査を終えられることも考えられます。指摘事項が許容範囲内であれば妥協点を見つけていくのも、早期に調査終了を迎えるポイントになります。



居心地の良い職場環境をベースに 城西地域の顧問先に寄り添ったサービスを提供

城西地域(東京都の新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区)の顧問先を多数抱える税理士法人キャスルロック・パートナーズ。生まれも育ちも、そして事務所所在地も池尻(東京都世田谷区)という代表社員の梅田 泰宏先生は、どのような思いで顧問先支援に取り組まれているのでしょうか。早速、事務所を訪問し、そのお仕事ぶりを拝見させていただきました。

—— 公認会計士2次試験を突破した後、監査法人に入所されたそうですが、実際に働いてみてどのような印象を受けましたか。

梅田 泰宏代表社員(以下、敬称略)

1977年に2次試験に合格し、監査法人に入所したのですが、監査法人は組織としてのヒエラルキーがはっきりとしていて、自分が裁量を持って仕事に臨めるようになるまでには相当の間が掛かりそうだなと感じました。その後、1980年に結婚し、このままサラリーマンとして働くか、それとも

**司法書士、社会保険労務士と共に
ワンストップサービスを提供**

独立するかで悩み、最終的に税理士登録をして独立することにしたのです。

—— 開業時の様子はどのような感じでしたか。

梅田 ワンルームマンションで開業し、職員も一人だけという状況でした。ただ、幸いなことに監査法人でパートタイム勤務をさせてもらうことができたので、最初のうちは年間100日ほど監査法人の業務をこなしながら、収入のベースにすることができました。税務会計業務に関しても、その監査業務がご縁となって引き受けさせていただくケースが多かったですね。当時は税理士法との兼ね合いで会計事務所の営業が難しい時代でもあったので、こう

事務所 訪問

税理士法人
キャスルロック・パートナーズ
梅田公認会計士事務所

所在地 東京都世田谷区池尻2-31-24 信田ビル6F
TEL 03-3413-0011
設立 1982年
職員数 18名
<http://www.ume-office.com>



世田谷区

いったご縁はともありがたかったですし、それが現在の礎になっていると感じています。

—— 当時を振り返って印象的な出来事などはありますか。

梅田 バブル経済の盛り上がりが印象に残っています。当時は多くの顧問先が新規事業に乗り出し、次々と新たな事業会社を設立していたので、必然的に事務所の顧問先や業務も増えていきました。もっとも、バブル経済の崩壊とともに、そういった事業会社の多くは廃業を余儀なくされてしまいました。が、あの当時の熱気は今も鮮明に覚えています。

——ところで、梅田先生は事務所がある池尻（東京都世田谷区）で生まれ育ったそうですね。



広々としており、ゆったりとレイアウトされたオフィス

梅田 結婚後の住まいも池尻だったので、当時は子どもが小さかったこともあってできるだけ家から近いところで開業したいという思いもあり、池尻に最初の事務所を構えました。以来、2、3回事務所を移転しましたが、変わらずに池尻を拠点にしています。

——今の事務所は東急田園都市線の池尻大橋駅から徒歩1分とアクセスが抜群な上に、事務所内が広々として開放的です。

梅田 15年ほど前に移転したのですが、最初にこの物件を見た時は正直、広すぎると感じました。そこで、せっかくなら他士業の方々と一緒に借り上げることで、ワンストップサービスを実現できないかと考え、当時、独立を検討していた司法書士の先生と社会保険労務士の先生にお声掛けしてみたのです。すると、先生方もこの発想に興味を示してくださり、ワンフロアオフィスと一緒に借り上げることに。おかげで、現在に至るまで良好な関係のもと、顧問先にワンストップサービスを提供することができています。

——具体的にはどのようなシナジー効果があるのでしょうか。

梅田 それぞれの得意分野に関して、気軽に相談したり、依頼を掛けたりできるのが最大のメリットです。例えば、

司法書士事務所には相続税などの案件の際に不動産登記の変更などを依頼していますし、社会保険労務士事務所には働き方改革に伴う就業規則の改定などを依頼しています。また、両事務所から当事務所に依頼をいただくこともしばしばあります。

寺院と共に檀家減少などの課題に向き合う

——顧問先の所在地は東京都内であることが多いのでしょうか。

梅田 城西地域（東京都の新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区）が圧倒的多数を占めますが、中には東京から他地域に進出したところもあり、一部、京都などにも顧問先を抱えています。そういった遠方の顧問先とはZoomなどのウェブ会議ツールやMJSのiCompassを活用しやりとりしています。

——業種などの傾向はありますか。

梅田 サービス業を主体としてさまざまな業種を担当していますが、変わったところでは、他事務所と比べて寺院の顧問先が多いかもしれません。最初は知り合いの弁護士の先生からの紹介で引き受けたのですが、そのうちご住職が新規の寺院を紹介してくださるようになり、今では20弱の寺院

と顧問契約を結んでいます。

——寺院は今、どのような課題を抱えているのでしょうか。

梅田 やはり檀家の減少が最大の課題で、お布施などの収入が年々目減りしています。多くの寺院が土地の一部をマンションや家屋、駐車場などに貸して収入を得ていますが、それだけでは心許ない状況になりつつあるので、新たな事業を模索する必要があります。

——どのような事業が考えられるのでしょうか。

梅田 神社の御朱印集めがブームになっているように、最近、あらためて神社仏閣などをパワースポットとして見直す向きがあります。そういったトレンドを活用しながら、檀家に限らず、より多くの人たちの心のよりどころとしての役割を担い、イベントなど結び付けていくことが肝要だと思います。

顧問先に寄り添うことで過当競争の波を乗り切る

——昨今のコロナ禍の影響についてはいかがでしょうか。

梅田 小規模な飲食店は東京都の協力金などのおかげでひとまず事なきを得ていますが、大規模なところはそれだけでは家賃などの赤字を補填することができず、厳しい状況に立たされています。



顧問先に寄り添い、経営支援を行っている梅田 泰宏先生

ます。また、イベント関連の会社もコロナ禍でイベントが相次いで中止・延期となったり、来場人数が制限されたりといったことが続き、深刻な状況にあります。とにかくコロナ禍には一刻も早く収束してもらいたいですね。

——そういった中でも、事務所は明るい雰囲気になっていますね。

梅田 開業以来、和気あいあいとした雰囲気。自慢で、そのおかげか離職率が低く、20年来勤続してくれている職員も多数います。中には一度は子育てなどで退職したものの、育児がひと段落してから戻ってきてくれた職員もい

ます。私が進捗や月次のチェックをしつかりと行うことを前提に、業務の裁量を各自に委ねていることが働きやすさや居心地の良さにつながっているのかもしれません。もちろん、職員も全力でその期待に応えてくれています。

——開業40周年が間近とのことですが、事務所経営について思うところはありますか。

梅田 ありがたいことに、今も毎年10件ずつくらいペースで顧問先は増えています。ただ、その一方で業界内での過当競争が激しくなっているの、これからは「いかに顧問先に寄り添う

か」といった視点がますます重要になるのではないのでしょうか。当事務所では顧問先にコロナ禍に関する補助金などの情報を積極的に発信してきましたが、引き続きそういった地道な取り組みを大切にしていきたいと考えています。また、経営革新等支援機関にも登録されているので、補助金や事業再生などの相談にも柔軟に対応し、広く地域の困りごとに向き合っていきたいと思っています。

——今後の展望についてお聞かせください。

梅田 そろそろ私も70歳に手が届く年になってきたので、2名の税理士試験合格者を中心に新しい体制づくりを進めていきたいと考えています。また、職員も20名弱とそれなりの規模になってきたので、組織力を活かした業務のあり方も模索していかなければなりません。例えば、当事務所では現在、一つの顧問先を一人の職員が担当するような業務体制になっていますが、一つの顧

History & Story

公認会計士・税理士までの歩み

高校3年生の時に友人が弁護士を目指して法学部に進学しようとしていたことに刺激を受け、将来のことを考えるようになったという梅田先生。高校時代は生物などの科目が好きだったそうですが、実家が酒販店を営んでいたことから「いずれは両親を支えられるような仕事を」と考え、公認会計士の資格に着目し、中央大学商学部への進学を決意したそうです。そして、大学3年生の頃から本格的に試験勉強を始め、1977年、先生が23歳の時に公認会計士2次試験に合格。その後、監査法人を経て（3次試験にも合格）、83年に税理士登録を行い、ワンルームマンションの一室で独立を果たしたといえます。

問先を複数の職員で担当することにより、これまで以上に精度が高い税務会計業務やアドバイスができるようにしていきたいと考えているところです。同時に職員一人ひとりのレベルアップにも努め、分析力や提案力の向上を図っていききたいですね。

——本日はありがとうございました。ますますのご発展をお祈りいたします。

幅広い年齢層が集う 「十条銀座商店街」の魅力

東京都北区、JR埼京線「十条駅」北口を出てすぐのところにある「十条銀座商店街」。長年にわたって地域住民から親しまれ続けている商店街で、昨年にはその管理運営にあたる「十条銀座商店街振興組合」が第30回農林水産大臣賞(優良経営食料品小売店等表彰事業)を受賞しました。受賞の背景と同商店街の魅力について、同振興組合の石井 博事務局長にお話を伺いました。

東京都北区の南側エリアに位置する十条銀座商店街は、品川区の「戸越銀座商店街」、江東区の「砂町銀座商店街」とともに東京の「三大銀座商店街」の一つとして知られています。現在は青果、食料品、飲食店、喫茶店、薬局、衣料品、日用品、美容室・理髪店、スーパーマーケット、コンビニ、学習塾など171店舗(2022年2月末時点)が十条銀座商店街振興組合に加盟しており、東京都北区では最大規模の商店街となっています。種類が豊富な

総菜などの食料品はもちろん、生活用品が何でも揃うため、高齢者から子育て世代、そして学生さんまで幅広い年齢層のお客様が足を運んでくださり、多くの方が「昭和の雰囲気残り、人情味がある。物価が安くて、地元感がある」と言ってくださっております。また、昔ながらの個人商店が多く、店舗の奥や2階に居住されている店主も多いため、夜間も無人にならず、治安が良いといった声も頂戴しています。無論、皆さんに満足いただけるよう、私たちとしてもさまざまな取り組みを展開してきました。例えば、商店街加盟店では販促活動として昔ながらの台紙にシールを貼る伝統的なスタンプ事業「Jスタンプ」をはじめ、春、ゴールデンウィーク、夏、秋、年末と季節の定番売り出し(セール)と売り出し期間中に行う「チンドンパフォーマンス」「ちびっこ縁日」、子どもたちによる「ハロウィン仮装パレード」などのイベントを開催。また「休憩できる場所がほしい」という要望に応じて、空き店舗を商店街で借り上げ、2020年6月には「お休み処」をオープン、休憩所としての利用はもちろん、販促イベントやセールのお知らせの掲示、さらには音大生などによるミニコンサートなどの会場としても活用しています。



「キタニヤ」は公募で選ばれた十条銀座商店街の公式キャラクター。イベントなどで大活躍

その他にも、北区役所と連携して区内の「買物難民(不便)地区」への「出張商店街」事業を2020年からスタート。商店がほとんど存在しない北赤羽地区の高齢者住宅の団らん室を会場に、商店街から青果店、眼鏡店など4店舗が出店。利用者からは「米や水のペットボトルなど重くて運べない品物も扱ってほしい」といった要望もあったので、コロナ禍が収束したら、需要に合わせた内容で定期的に開催したいと考えています。また、地域活動としては近隣小学校のPTAと連携し、段ボールのリサイクル事業に協力している他、個々の店舗と連携してフードロスをなくす活動も推進しています。昨年、第30回優良経営食料品小売店等表彰事業の「組合・商店街等共同活動部門」で農林水産大臣賞を受賞できたのは、こうした当商店街の独自のスタイル、活動によるものだと思います。これからも地域密着型の楽しく便利な商店街として、コミュニティをしっかりと担っていききたいと思います。



2021年2月の農林水産大臣賞授与式に出席した石井博事務局長(右)



「お休み処」をはじめ、組合事務局、加盟店でマップ付き十条銀座商店街ガイドを無料配布中



平日は1万5000人ほどが来街して買い物、散策を楽しむ。1977年には全蓋型アーケードが設置され、天候に左右されずに買い物を楽しめるようになった



十条銀座商店街振興組合事務局
東京都北区十条仲原1-4-8
TEL 03-3907-3860
9:30~18:00(火曜定休)
jujo-ginza.com

東京の隈研吾建築に見る 多彩なアートデザインと世界観

今や日本だけでなく世界的に著名な建築家、隈 研吾氏。米国の雑誌『TIME』で「世界で最も影響力のある100人 2021年」に選ばれただけでなく、現在も30を超える国々で多彩なプロジェクトを進行中です。また、東京都内には「2020東京オリンピック・パラリンピック」のメインスタジアムとなった「国立競技場」をはじめ、「JR高輪ゲートウェイ駅」「浅草文化観光センター」など、隈 研吾氏が設計・デザインに携わった建築作品が多数あります。ここではそのうちの7件のコンセプトについて、隈研吾建築都市設計事務所および建築主に紹介していただきました。

■台東区立浅草文化観光センター

(竣工…2012年4月)

東京都台東区雷門2-18-9

観光案内施設…案内ロビー・展示スペース・喫茶室など8階建ての複合施設で2012年、リニューアルオープン。

「江戸の文化を今に伝える東京を代表する観光地、浅草雷門の向かい側の角地、わずか326㎡の敷地に立地。伝

統的木造住宅を7つ積み重ねたようなデザインの複合的な文化センターを提案し、浅草という土地に残る界隈性の立体化、垂直化を試みた。それぞれのフロアには勾配のついた屋根と天井、木製のルーバーが付加され、昔ながらの木造の家にいるような、安らぎ、くつろぎを得ることができる。屋根とルーバーは日差しを防ぐ役割も果たす」



日・英・中・韓の4カ国語による観光案内をはじめ、展示場、カフェなどがあり、8階の展望テラスからはスカイツリーや仲見世通りを眺められる。コロナ禍前の利用者は年間約120万人(うちインバウンドは20%)という人気スポット(画像提供:浅草文化観光センター)

■一行院 千日谷会堂

(竣工…2018年6月)

東京都新宿区南元町19-2

寺院…信濃町の近く、千日坂の中腹に立つ江戸時代から続く浄土宗の寺院・一行院の新本堂。

「谷上から見下ろされる立地を考慮して屋根を重視し、特別に型を起こして押し出したアルミ製の丸瓦でゆったりとした大屋根を覆った。また、大きく張り出した庇に守られた内外装には、幅300mmの杉の無垢板を大和張りのディテールで取り付け、誰もが気楽に

ご先祖様に会いに行きたくなるような、コミュニティの核となるような新しいお寺のあり方を追求した」



江戸初期の慶長年間末期(1600年代初頭)創建の仏教寺院。寺内に納骨堂もある。宗教法人一行院(浄土宗)が管理運営(画像提供:一行院 千日谷会堂)

■明治神宮ミュージアム

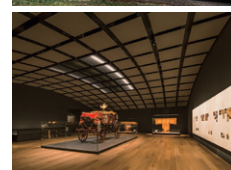
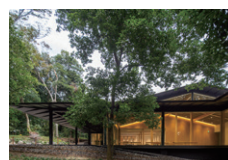
(竣工…2019年10月)

東京都渋谷区代々木神園町1-1

神社の展示施設(美術館・博物館)…日本を代表する神社、1920年創建の明治神宮の参道の途中に立つミュージアム。

「明治神宮の森自体を主役と考え、建築をその中に溶けこませることを目標にした。一見、原生林のように見える明治神宮の森は、明治天皇が亡くなった後に、全国のボランティアの手によって持ち寄られ、植えられたものであり、100年の短期間で野原があった場所にこれだけの深い森が生まれたことは、林学上の奇跡とも言われている。軒の高さを抑え、屋根を細かく分節し、外壁も大和張りと呼ばれるディテールを用いて細かく分節することによって建築を森の中に消していくように試みた。

構造体にH鋼を用い、可能な限り透明な空間を実現し、H鋼のフランジ間をヒノキの板で埋めることで、構造のシャープさと空間の暖かさ、やわらかさとを両立させた。建築に際して切り落とされた楠、樺などの樹木は家具や内装に再利用して森という貴重な資源を循環させることを試みた」



森と調和する2階建ての展示施設(画像提供:隈研吾建築都市設計事務所)

©Photography by Kawasumi・Kobayashi Kenji Photograph Office

■国立競技場

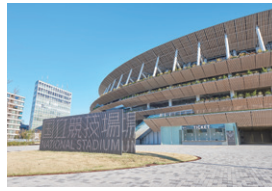
(竣工…2019年11月)

東京都新宿区霞ヶ丘町10-1

観覧場…東京2020オリンピック・パラリンピックのメインスタジアムに使用。

「大きなスタジアムを小径木の集合体としてデザインした。ファサードを複層の庇の重なりとしてデザインし、それぞれの庇の軒下部分を小径木のルーバーで覆うことによって、日本の建築が守り伝えてきた軒下の美を現代にふさわしい表現にしようと試みた。ルーバーは日本で最も多く流通している105mm角の杉材を三つ割りして用

い、ルーバー同士のピッチを各方位で調整することによって、ルーバーの密度に変化をつけ、ヒューマンなリズムを軒裏につくろうと試みた。屋根は鉄骨と中断面の集成材を組み合わせたトラス構造とし、木材の軸剛性を利用して、風や地震で生じる屋根トラスの変形を抑えた」



コンセプトは「木と緑の杜のスタジアム」。軒底には47都道府県から森林認証を得た木材を調達し、スタジアムの方位に応じて配置。地上5階、地下2階。観客席数約6万席(画像提供:独立行政法人日本スポーツ振興センター)

■渋谷スクランブルスクエア

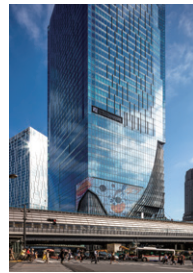
(竣工:1期…2019年8月)

東京都渋谷区渋谷2丁目

駅ビル…渋谷駅に直結した複合施設型高層ビル(駅ビル)

「歩行者、3本の鉄道、高速道路、水路などのさまざまな動き、流れの交差する場所に立つタワーを、それぞれの流れの速度と質にレスポンスするように変形させながら、大地へとやわらかく着地させた。通常ガラスの内側に施されるセラミックプリントをガラスの外側に施すことで、ガラスに対して従来とは異なる立体的な表情を与える

ことができた。首都高に面する南面では壁面緑化を施し、ランドスケープとタワーとの有機的結合にチャレンジし、最上階には東京を見下ろす木のデッキが出現した。若者の街と呼ばれる渋谷のスピードと流れにダイナミズムが感じられる新しい超高層が出現した」



渋谷エリアでは最も高い、地上47階、地下7階の建築物(画像提供:隈研吾建築都市設計事務所)

©Photography by Kawasumi・Kobayashi Kenji Photograph Office

■高輪ゲートウェイ駅

(竣工:2020年3月)

東京都港区港南2丁目

駅…JR山手線における49年ぶりの新駅

「東京の環状鉄道、山手線30番目の駅となる新駅で、品川―田町駅間に誕生した。13haの駅前の敷地に計画が進められていく『新しい街』と一体となつて、東京の新しいゲート、海と陸をつなぐ新しいゲートとなることが期待されてこの駅名となった。街と駅とをシームレスにつなげることを目的として駅の上に膜構造の大屋根を架け、膜は鉄骨と杉の集成材で作られた折り紙形状のフレームで支えられている。駅構

内は、従来の駅と異なり、天井も高く明るく開放的な空間が出現した。木のフレームと白い膜の組み合わせは、和紙を用いた日本の障子を想起させるものとなった。壁面には、木の板を凸凹をつけて貼る「大和張り」と呼ばれる伝統的技法が用いられ、それによって従来の駅舎にはないようなヒューマンスケールで暖かい空間が出現した」



折り紙をモチーフにした4000㎡の白い大屋根

■鍋島松濤公園トイレ

(竣工:2021年6月)

東京都渋谷区松濤2-10-7

公共トイレ

「緑豊かな松濤公園に集落のようなトイレの村をデザインした。ランダムな角度の耳付きの杉板ルーバーに覆われた5つの小屋は『森のコミチ』で結ばれて森の中に消えていく。多様なニーズ(子育て、身だしなみ配慮、車いす等)にあわせて、村を構成する一つずつのトイレのプラン、備品、内装も異なる。そのいろいろな個室を分棟とすることで、ポストコロナの時代のふさわしい、公園に開かれた風通しの良い、通り抜けできる『公衆トイレの村』が

できあがった。トイレにも多様性の時代、森の時代がやってきたのである」



緑豊かな公園に立つ5つの小屋(トイレ)。渋谷区全面協力の下、誰もが快適に使用できる公共トイレを区内17カ所に設置する日本財団によるプロジェクト「THE TOKYO TOILET」の一つ(画像撮影:永禮賢、提供:日本財団)



隈 研 吾 くま・けんご

1954年生まれ。一級建築士・デザイナー。東京大学工学部建築学科卒業、同大学院建築意匠専攻修士課程修了。1990年隈研吾建築都市設計事務所設立。慶應義塾大学教授、東京大学教授を経て、現在、東京大学特別教授・名誉教授。隈研吾建築奨学財団主宰。自然と技術と人間の新しい関係を切り開く建築を提案。主な著作は『ひとの住処1964-2020』(新潮社)、『点・線・面』(岩波書店)、『隈研吾による隈研吾』(大和書房)ほか多数。画像提供:隈研吾建築都市設計事務所



©Photography by J.C. Carbone

ミロク会計人会 入会のご案内

ミロク会計人会は、ミロク情報サービス（以下、MJS）のシステムやサービスをご利用の税理士・公認会計士の先生方で組織された職業会計人の任意団体です。ミロク会計人会連合会には全国11の単位会と5つの委員会が組織されており、会員の社会的地位の向上、経営基盤の強化と顧問先企業の発展に貢献することを活動方針としています。

会計人会に入会されると、次の5つのメリットがあります。

① 充実した研修プログラム

税理士認定研修、日本FP協会継続教育単位認定の単位取得できる研修を会員特別料金で受講できます。

② 先生方の交流の場

全国11単位会での交流と人的ネットワークの拡大、自己研鑽を目的とした全国統一研修会を開催しております。

③ システム開発に関する意見要望



本会ホームページの上部にある「入会のご案内」から入会を申し込むことができます

MJSシステムへの改善要望を、会員の声としてシステム開発委員会を通じて提案できます。

④ 会員限定ページから最新情報

ミロク会計人会ホームページ「会員の部屋」から、オンラインセミナーの受講や事務所経営に役立つ小冊子の閲覧、ダウンロードができます。

⑤ 会員限定特典

会員限定特典で、事務所の業務改善や顧問先への支援・情報提供に活用できるサービスが利用できます。

MJSが提供する「ミロクのミリョク！ホームページ作成サービス」をお得に利用可

MJSのグループ会社「MJS M&Aパートナーズ」と共に中小企業の事業承継を支援することで成功報酬が優遇

・ミロク会計人会と業務提携しているエヌエス生命より、MJSシステムと連携する「リスク分析ソフト」を無償提供

このように、ミロク会計人会にはさまざまなメリットがあります。入会をご希望の方、または会計人会についてもっと詳しく知りたい方は、会計人会のホームページ（<https://www.mirokukai.ne.jp/>）をご覧ください。MJS各支社・営業所にご連絡ください。

MJSからのお知らせ

本誌アンケートにお答えいただいた方に 抽選でプレゼントをお送りします

『税理士事務所CHANNEL』では、より充実した誌面づくりのため、本誌をご覧になられた皆様にアンケートへのご協力をお願いしています。

貴重な時間を割いていただきアンケートにお答えくださった方に御礼として、現在、QUOカード2000円分を抽選で5名様にプレゼントしております。

アンケートへの回答は、本誌に同封されている用紙だけではなく、WEBからもできます。ミロク会計人会のホームページ内、本誌紹介ページから回答フォームにアクセスでき、また、アンケート用紙と一部本誌内にQRコードを掲出していますので、スマートフォン等で読み取る

ことでもアクセスできます。

これまでにも企画案の要望をいただき、それが実際に「シリーズ企画」で特集されることになったり、既存のコーナーの内容や本誌のデザインに関する要望をいただき、読みやすい誌面づくりに反映されたりと、皆様の声により本誌は着実にブラッシュアップされてきました。

今後も皆様からのご意見、ご要望を積極的に取り入れ、より身近で、より事務所運営・業務に役に立つ誌面づくりに努めてまいります。アンケートへのご協力をぜひよろしくお願いいたします。

ミロク情報サービス 経理企画・広報IRグループ 行 FAX 03-5360-3430

2022.3

読者アンケートへのご協力をお願い

いつも本誌を読んでいただきありがとうございます。
より充実した誌面づくりのため、
以下アンケートにご協力くださいますようお願いいたします。

[1] 今号を読んで印象に残った記事はございましたか。（複数選択可）
該当する記事の□に印をおつけください。

□(1) 表紙 貴税理士事務所
□(2) シリーズ企画 インボイス制度導入に向けたチェックポイント
□(3) 事務所訪問 小山崎税理士事務所
□(4) 業界クオチャーのトピックス掲載NOW
□(5) 経理企画 税理士向けに特設のアカウント掲載「スペースポート」が誕生
□(6) エヌエス生命からのご案内
□(7) ミロク会計人会からのお知らせ
□(8) ミロクシステム Q&A
□(9) リレーエッセイ

[2] 今号のシリーズ企画についての感想をお聞かせください。
（今回のテーマ：インボイス制度導入に向けたチェックポイント）

非常に興味を持った 興味を持った 普通 あまり興味を持たなかった 興味がなく読み飛ばした

[3] 今号のシリーズ企画に対するご感想を以下にお書きください。（複数選択可）
□ 記事の構成が良かった □ 記事の構成が良かった □ 記事の構成が良かった □ 記事の構成が良かった □ 記事の構成が良かった
□ 記事の構成が良かった □ 記事の構成が良かった □ 記事の構成が良かった □ 記事の構成が良かった □ 記事の構成が良かった

[4] 本誌の内容はどのような面において役に立っていますか。（複数選択可）
□ 自身の経営 □ 日々の業務 □ 税務・経理の知識 □ 顧問先への情報提供 □ 職員教育
□ 専門に読みかえて楽しんでいる □ その他

[5] 本誌に関するご意見、ご要望があればお書きください。（任意です）

※下記への記入は任意です。

ご回答をお名前（フリガナ） 貴事務所名
ご住所
お電話 () FAX ()

QRコードで
アクセスしなくても
WEBからも
回答できます！

本誌に同封されているこちらのアンケート用紙からお答えいただくか、QRコードを読み込んでお答えください

抽選で5名様にQUOカード2000円分をプレゼント！当選結果は発送をもってかえさせていただきます



「大人の昆虫採集」

東京ミロク会計人会

東京都国立市 板垣 力



朽ち木の中のタマムシ
写真提供: NPO法人国立市動物調査会 山崎 敏彦 氏

東京都のJ・R中央線国立駅からほど近い住宅街で生まれ育ちました。

今では、住宅がびっしり建ち並びますが、50年ほど前は、駅から数分でも雑木林と原っぱが広がり、雑木林では、昼間でもクワガタムシが採れ、雨上がりにできた水たまりにはコシマゲンゴロウが泳ぎまわり、昆虫少年として育ちました。

市内に生息する昆虫、魚類、両生類などが展示されており、昔の記憶がよみがえった私はその場で入会させていただきました。

そこで知り合ったのが、佐伯 元行氏。主にチョウの専門家である佐伯氏ですが、昆虫全般の知識はプロ級です。

「板垣さん、何の昆虫が採ってみたい？」と聞かれ、「オオクワガタ、タガメ、ゲンゴロウ」と即答する私。その後、福島県にてオオクワガタ、栃木県でタガメ、新潟県でゲンゴロウを採集させていただき、子どもの頃の夢がかなってしまいました。

調査会では、「くにたち自然クラブ」と称し、小学校2年生以上を対象とした観察教室も行っています。夜間の雑木林に誘蛾灯をたいて飛来する昆虫を観察、河川敷ではバッタの観察、用水での魚とりでは、ナマズ、ドジョウなどが観察できます。自然と触れ



ブラックライトによる灯火採集
写真提供: NPO法人国立市動物調査会 山崎 敏彦 氏

合うことで、子どもたちに自然環境の大切さを感じてほしいと願っています。

活動で感じることは若いお父さんたち、昆虫採集も初めて、用水で魚を捕るのも初めて、網を手にするのも初めてという方が少なくないことに驚かされます。子ども以上に、熱中し無我夢中になるお父さんもいて、微笑ましくなりますが、一方で、昆虫採集は、心無い一部のマニアによる希少種の乱獲、採集禁止区域での密漁などにより批判の対象ともなることがあります。自然のありがたみを感じつつ、節度のある採集を楽しみ、人間と生き物が共存できることを願ってやみません。

表紙の写真



「実相寺 山高神代桜」
(山梨県北杜市)

山梨県北杜市(ほくとし)の実相寺境内にそびえる山高神代桜は日本三大桜の一つで樹齢約2000年、国指定天然記念物で日本最古の桜と言われています。日本武尊が植えたという言い伝えがあり、悠久の時を感じる古木です。(鈴木正芳)

MJSより

製品解説の動画を
YouTubeで配信中!



MJS YouTube
公式チャンネル

税理士事務所 CHANNEL

発行 株式会社ミロク情報サービス
〒160-0004 東京都新宿区四谷4-29-1
TEL. 03-5361-6309
(経営企画・広報IRグループ)

発行人 是枝周樹

編集企画 ミロク会計人会連合会広報委員会
ミロク会計人会事務局、
経営企画・広報IRグループ

監修 ミロク会計人会連合会広報委員会

配信制作 東方通信社

印刷 耕文社

※本誌に掲載されている会社名及び製品名は、各社の商標または登録商標です。禁無断転載

ホームページにて本誌データを公開しています! こちらもご覧ください

ミロク会計人会

検索

<https://www.mirokukai.ne.jp/channel/index.html>



ビジネスのあらゆるシーンに、ソリューションを。



SAISON PLATINUM BUSINESS AMERICAN EXPRESS® CARD

○年会費22,000円(税込) 年間ショッピング200万円(税込)以上のご利用で、翌年度11,000円(税込)とさせていただきます。

- Business Solution ① 消費税や所得税など各種税金をはじめ、ビジネスユースにも対応できるゆとりのご利用枠。
- Business Solution ② ビジネスに欠かせないサービスを、法人レートのご優待価格で。
- Business Solution ③ 各種税金や広告費などのお支払いで「永久不減ポイント」や「JALのマイル」が貯まり、経費削減にお役立ていただけます。
- Business Solution ④ 出張手配や会食設定は、24時間365日、コンシェルジュが対応。
- Business Solution ⑤ 社員様用の追加カードで、経費処理業務を削減。

お申し込み・詳しくは

<https://www.saisoncard.co.jp/amextop/sbs-new-pn/?P5=7GX>

